

第1表 不当労働行為事件数

(件)

区分 年次	前 年 繰 越 件 数	新 規 件 数	取 扱 件 数	終 結 件 数	終 結 内 容				翌 年 繰 越 件 数	終 結 率 (%)
					命 令 決 定	関 与 和 解	無 関 与 和 解	取 下 げ		
S21～S24		(39)33	(39)33	(39)13	7	1	4	1	20	
S25～H25	20	1,905	1,925	1,913	326	898	467	222	12	
H26	12	20	32	23	5	12	1	5	9	71.9
H27	9	18	27	17	2	9	1	5	10	63.0
H28	10	22	32	15	1	10	2	2	17	46.9
H29	17	16	33	16	4	10		2	17	48.5
H30	17	22	39	23	3	14	2	4	16	59.0
H31・R元	16	14	30	17	1	10	3	3	13	56.7
計		(39) 2,050		(39) 2,037	349	964	480	244		

(注) 1 ()は、旧法時代(昭和24年労働組合法改正前)の件数で、概数である。

2 終結率は、終結件数÷取扱件数×100で計算している。

平成31年・令和元年における不当労働行為事件の取扱件数は、前年からの繰越しが16件、新規の申立てが14件、計30件であり、このうち17件が終結し、残る13件が翌年に繰り越された。

新規事件数は、昭和50年の58件から減少傾向で推移し、平成3年は昭和30年以降最低の13件となった。その後、増加傾向を示し、平成6年から平成17年までは20件台前半で推移してきたが、平成18年、19年は10件台へ減少した。20年以降は24年まで20件台後半から30件台と再び増加傾向で推移してきたが、25年以降は20件前後となっている。本年は前年と比べ8件減少し14件となった。